

# 松戸市農業委員会総会議事録

令和 6 年 7 月 9 日

## 令和6年松戸市農業委員会7月総会議事録

松戸市農業委員会会長山口輝雄は令和6年7月9日午後3時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

### 1. 出席委員

1番	杉浦昌平	2番	杉浦勇司
3番	横山定勝	5番	渡邊洋子
6番	加藤万里子	7番	山口輝雄
8番	戸張嘉宣	9番	岩佐忠夫
10番	川上博久	11番	渡来和治
12番	渡邊慶弘	13番	鈴木榮一
14番	湯浅孝一	15番	相田敏克
明・矢切区域	齋藤香	明・矢切区域	平川正俊
東部区域	湯浅雅之	常盤平・五香区域	山崎唯司
馬橋・小金区域	小林直一	馬橋・小金区域	湯浅清

### 1. 欠席委員 なし

### 1. 関係課出席職員 農政課

課長	松戸繁和	主任主事	榎本稔
----	------	------	-----

### 1. 事務局出席職員

事務局長	加藤広之	事務局長補佐	榎孝弘
主幹兼係長	武井博子	係長	落合利彦

開会 午後 3時00分

議 長 定刻となりましたので、ただいまより令和6年7月総会を開催いたします。

議事に入る前に、本日開催の農業委員会総会を傍聴したいとの申出があり、松戸市農業委員会会議規則第16条により許可しますので、事務局、傍聴人の入室をお願いいたします。しばらくお待ちください。

(傍聴人入室)

議 長 傍聴される方に申し上げます。

松戸市農業委員会会議規則第16条の規定により、傍聴に当たっての注意事項を守ってくださいようお願いいたします。

本日の出席委員は、農業委員が14名、推進委員が6名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

---

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号1番、杉浦昌平委員、議席番号2番、杉浦勇司委員の両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

---

◎議案の提出

議 長 早速議事に入ります。

本日の議案は第1号から2号までとなっております。

なお、報告事項については、第1号から第6号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告願います。

---

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農用地利用集積計画についての1番を議題といたします。

それでは、利用計画について農政課長、よろしく申し上げます。

**農政課長** 農政課、松戸でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号 農用地利用集積計画につきまして、ご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今回は、新規設定案件2件、再設定案件3件となります。

それでは、議案第1号1番をご説明いたします。

お手元に配付されております議案書の1ページの1番をご覧ください。

申請地につきましては、ピンクの冊子でお配りしております参考資料の1ページ、2ページ目をご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は中矢切、現況地目は畑で、面積は1,031平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、キャベツを主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議 長** ただいま農政課長より、議案第1号の1番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、平川委員。

**平川推進委員** 推進委員の平川正俊でございます。

ただいまの農政課長の説明でよく分かりました。また、新規設定ということでございますけれども、借受者には後継者がおり、やる気満々ということで、原案に賛成をしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**議 長** ただいま平川委員より、原案に賛成との意見がございました。ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議 長** ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

**議 長** はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の1番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、2番について、農政課長、よろしくお願いいたします。

農政課長 議案第1号2番をご説明いたします。

議案書1ページの2番、参考資料は3ページから4ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は下矢切、現況地目は畑で、面積は5,204平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、キャベツを主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 長 ただいま農政課長より、議案第1号の2番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、平川委員。

平川推進委員 推進委員の平川正俊でございます。

ただいまの農政課長の説明でよく分かりました。新規設定ということでございますけれども、借受者は一生懸命やっておりますので原案に賛成をしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 長 ただいま平川委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議長 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の2番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、3番について、農政課長、よろしく申し上げます。

農政課長 議案第1号3番をご説明いたします。

議案書1ページの3番、参考資料の5ページから6ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は紙敷、現況地目は畑で、面積は4,875平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間5年の設定でございます。

借受者の方は、カブを主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 長 ただいま農政課長より、議案第1号の3番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅委員。

**湯浅（雅）委員** 推進委員、湯浅雅之です。

借受者は、畑の管理もしっかりしておりますし、再設定でもありますから、私は原案に賛成いたします。お諮りをよろしくをお願いいたします。

**議 長** ただいま湯浅雅之委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

**議 長** ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

**議 長** はい、ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の3番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、4番について、農政課長、よろしくをお願いします。

**農政課長** 議案第1号4番をご説明いたします。

議案書1ページの4番、参考資料は7ページから8ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は五香西、現況地目は畑で、面積は1,040平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は1年の設定でございます。

借受者の方は、カブ、エダマメを主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

**議 長** ただいま農政課長より、議案第1号の4番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、山崎委員。

**山崎推進委員** 推進委員の山崎唯司です。

農政課長の説明でよく分かりました。再設定案件でもあり、私は賛成したいと思います。お諮り願います。

**議 長** ただいま山崎委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の4番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、5番について、農政課長、よろしくをお願いします。

農政課長 議案第1号5番をご説明いたします。

議案書1ページの5番、参考資料につきましては、4番と同様、7ページから8ページをご覧いただきたいと存じます。

当案件は再設定案件で、対象農地は五香西、現況地目は畑で、面積は1,040平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は1年の設定でございます。

借受者の方は、カブ、エダマメを主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第1号の5番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、山崎委員。

山崎推進委員 推進委員の山崎唯司です。

農政課長の説明でよく分かりました。こちらも4番と同様、再設定案件ですので、賛成したいと思います。お諮り願います。

議 長 ただいま山崎委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の5番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

農政課長は公務のため、ここで退席となります。ありがとうございました。

◎議案第2号

議長 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。1番から4番までは関連しておりますので、申請概要の説明と審査会における意見報告を併せて説明をお願いします。

第2審査会第2審査班座長 議席番号8番、戸張嘉宣です。

去る7月3日水曜日、議案第2号の審査のため、第2審査会第2審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたので、ご報告します。

当日は、杉浦昌平農業委員、湯浅孝一農業委員、山崎唯司推進委員、小林直一推進委員、私の5名により、現地調査の上、詳細に審議をしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明します。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に審議を行ったものであることをご報告します。

それでは、議案第2号 農地法5条の規定による許可申請の1番から4番についてご説明いたします。

議案書の2ページから3ページ、議案参考資料については9ページから15ページになります。

申請地の位置については9ページのところでございます。

権利の形態は、売買による所有権移転です。

申請理由は、譲受人は松戸市内で医療機関の運営を行っています。既存病院が老朽化していること、市内の慢性期病院の病床が不足していることから、病床を拡大し、新病院を建設するためです。

土地選定理由は、既存病院の1キロ範囲内にあるためです。

議案参考資料の11ページをご覧ください。

施設の概要については、病院用地です。

排水については、汚水・雑排水は北側污水管へ配水します。

雨水は雨水貯留施設を設置し、北側道路雨水管へ接続します。

被害防除については、西側と南側にコンクリートブロックを設置し、その上にメッシュフ

ェンスを設置します。

他法令については、都市計画法がありますが、それについても現在申請中です。

費用については、全額自己資金及び金融機関からの借入れで賄うとのことから、残高証明書と融資証明書を確認いたしました。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用または事業の用に供する施設が連檐している区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しました。

以上、議案第2号の1番から4番について説明いたしましたが、審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**議 長** ただいま戸張嘉宣座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、齋藤委員。

**齋藤推進委員** 推進委員、齋藤香です。

現状を確認しまして、現地は遊休農地となっております。圃場にするには多額の費用もかかりますので、賛成します。ご審議ください。

**議 長** ただいま齋藤香委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議 長** ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手多数)

**議 長** はい、ありがとうございました。

それでは、賛成多数と認め、議案第2号の1番から4番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定いたしました。

続いて、議案第2号の5番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いします。

**第2審査会第2審査班座長** それでは、議案第2号の5番についてご説明いたします。

議案書の3ページ、議案参考資料については16ページから20ページになります。

申請地の位置については、16ページのところでございます。

権利の形態は、売買による所有権移転です。

申請理由及び土地選定理由は、譲受人は松戸市内で障害者施設を複数運営しています。申請地近くに本部がありますが、従業員の駐車場が不足していること、現在使用している利用者を送迎するためのマイクロバスの駐車場は入庫しづらいこと、また入所者の運動できる場所がないことから、駐車場とグラウンド用地として使用するためです。

議案参考資料の18ページをご覧ください。

施設の概要については、駐車場及びグラウンド用地です。

整地については、駐車場は砕石敷きとし、グラウンドは砂を入れ、芝生を張ります。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

費用については、自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

農地区分については、申請地は上水道管、下水道管の2種類が埋設された建築基準法第42条第2項の指定を受けた道路の沿道の区域であり、おおむね500メートル以内に2か所以上の公共施設があることから、第3種農地と判断いたしました。

以上、議案第2号の5番について説明いたしました。審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また農地区分については第3種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**議長** ただいま戸張嘉宣座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可相当とのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、加藤委員。

**加藤委員** 議席番号6番、加藤万里子でございます。

ただいまの座長の説明でよく分かりました。マイクロバスの駐車場と施設利用者が運動するためのグラウンドということですので、私は賛成したいと思います。よろしく申し上げます。

**議長** ただいま加藤委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の5番につきましては、許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定いたしました。

---

### ◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書4ページ、報告事項1から12ページの報告事項6についてご報告させていただきます。

まず、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、5ページ下段に記載のとおり、5月分として畑14件、2,364平米を受理しました。

次に、6ページから8ページ、報告事項2、農地法第5条の規定による農地転用の届出についてですが、8ページに記載のとおり、田が2件872平米、畑20件6,043平米、合計22件で6,915平米の届出を受理しました。

次に、9ページ、報告事項3、農地の現況に係る照会に対する回答についてですが、法務局から2件、裁判所から1件の照会があり、いずれも非農地回答をいたしました。

次に、10ページ、報告事項4、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願についてですが、2件を県知事宛てに送付しました。

次に11ページ、報告事項5、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付についてですが、記載のとおり、死亡及び故障による買取申出が生じたため、2件の証明書を交付しました。

報告事項6、12ページ、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について、1件の報告がありました。

最後に、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」は8件を交付しました。

事務局からの報告事項は以上です。

議 長 ありがとうございました。

---

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和6年7月総会を終了いたします。  
事務局、傍聴人の退室をお願いいたします。

閉会 午後 3時26分